

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示
(電子入札対象案件)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成29年4月6日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

1 業務概要

- (1) 業務名 平成29年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等
検討業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
 - ①密集市街地整備の推進における民間組織活用方策の検討
 - ②密集市街地再生に携わる事業者間連携の支援
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月16日まで
- (4) 業務実施形態

本件業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<http://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

<紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所>

提出期間：4(3)の参加表明書提出期限に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏
入札課
電話03-5323-4782

提出部数：2部(1部押印し返却します)

2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (2) 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者でないこと。
- (3) 当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、業種区分「調査」の認定を受けていること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (5) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。(詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式および標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者」を参照)
- (6) 平成19年度以降において受注し、完了した、以下のいずれかの業務の実績(下請けによる業務の実績を含む。)を有すること。
- A : 当機構が発注した密集市街地全般に関する整備手法や推進方策等に係る調査業務(個別地区を対象とした調査・検討業務を除く)
- B : 当機構を除く公的機関等が発注した密集市街地全般に関する整備手法や推進方策等に係る調査業務(個別地区を対象とした調査・検討業務を除く)
- ※「公的機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人(前身の法人を含む。)又は公益法人をいう。
- ※「密集市街地」とは、下記のいずれかに該当する市街地とする。
- 1) 国土交通省が地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地として指定する重点密集市街地。
 - 2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区。
 - 3) 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を実施している、もしくは過去に実施していた地区
 - 4) 東京都「防災都市づくり推進計画(平成28年3月改定)」に定められる整備地域および重点整備地域
- (7) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
- ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
 - ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ② 平成19年度以降に、上記(6)に掲げる業務の経験を有する者であること。
 - ③ 参加表明書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。
- (8) 上記(1)から(7)に定めるものの他、掲示文および入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
- ② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・企業の経験及び能力
- ・予定管理技術者の経験及び能力
- ・実施方針
- ・評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当支社等

①入札および契約に関する事項

〒163-1313

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課

電話03-5323-0469

②参加表明に関する事項

〒163-1315

東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
密集市街地整備部企画課

電話03-5323-0676

土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時の間は除く)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：平成29年4月6日(木)から平成29年5月24日(水)まで

交付場所：当機構都市再生本部ホームページからダウンロードとする。

(<http://www.ur-net.go.jp/orders/toshin/order.html>)

交付方法：無償

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成29年4月21日（金）午後5時

提出場所：上記4（1）②に同じ。

提出方法：参加表明書は、「入札説明書別記様式1『参加表明書』（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「入札説明書別記様式1」のみでよい。）

あわせて、入札説明書別記様式1（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上持参、もしくは簡易書留により郵送すること。（平成29年4月21日（金）必着。）（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付し、「簡易書留」と朱書きした長3封筒を提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

日 時：平成29年5月25日（木）午前10時から正午まで

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（簡易書留に限る）することとし、電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

日 時：平成29年5月26日（金）午前10時

場 所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課において行う。
電話03-5323-4782

(5) 再公募について

本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 手続における交渉の有無 無

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上